

2026 年 10 月 9 日

各 位

会 社 名 : S U M I N O E 株 式 会 社
代 表 者 名 : 取 締 役 社 長 諏 訪 和 晃
コード番号 : 3501 東証プライム市場
問 合 せ 先 : 経 営 企 画 室 部 長 高 島 慎 史
(TEL 06-6251-6803)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、2026 年 10 月 9 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、改定箇所は下線で示しております。

記

内部統制システム構築の基本方針

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社の代表取締役社長はコンプライアンス宣言し、当社の取締役はコンプライアンス経営を実践するための基本方針として定めている「グループ企業行動規範」、「グループ企業行動基準」を率先して遵守し、当社グループ全体におけるコンプライアンス経営の徹底を図る。
 - (2) 当社グループの CSR 推進委員会はコンプライアンス・リスクマネジメント部会の意見を反映のうえ、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、当社グループの取締役及び使用人への啓蒙教育を実施する。また、コンプライアンス上の重要な問題を付議し、審議結果を当社の取締役会に適宜報告する。
 - (3) 当社グループの使用人が法令、定款などに違反する行為及び「グループ企業行動規範」に反する行為を発見した場合、直接に通報する手段を確保するため「企業倫理ホットライン」を設置し運営する。「企業倫理ホットライン」には専用の社内窓口と弁護士による社外窓口の 2 ラインを設置し、通報者の匿名性とともに通報者が不利益を被らない体制を確保する。また、ハラスメントに関しては専門家が対応する外部窓口を別途設置している。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社の取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内文書管理規程に基づき記録し、文書管理規程により少なくとも 10 年間は保存し管理する。当社の取締役、監査役、会計監査人から閲覧の要請があるときは、これを閲覧に供する。
 - (2) 当社グループは、IT 上を流通する情報やコンピュータ及びネットワークなどの情報システム(以下、情報資産)を人、物、金、に続く第 4 の重要な資産と位置付け、この情報資産を保護・管理する「情報セキュリティマネジメント」を実施するために『情報セキュリティポリシー』を策定する。『情報セキュリティポリシー』は、当社グループの情報資産を、故意や偶然という区別に関係なく、改ざん、破壊、漏洩等から保護されるような管理策をまとめた文書である。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社グループのコンプライアンス・リスクマネジメント部会は、リスクマネジメント全般にわたる諸事項

の審議を行い、CSR 推進委員会に上申する。CSR 推進委員会が決定した重要事項については当社の取締役会の承認を得る。

- (2) 各部門の長として業務執行にあたる当社の取締役及び執行役員は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメント体制の下、内在するリスクを把握、分析、評価して適切な対策を実施する。
 - (3) リスクマネジメントの専任組織である CSR 推進室は、規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成などリスクマネジメント体制を支援する。
4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、経営の健全性と効率性を確保するため、社外取締役を含む取締役会は経営の意思決定と業務執行の監督を行い、代表取締役社長以下執行役員は業務執行の責任を負う。執行役員の業務範囲は取締役会で定め、その責任と権限を明確にする。
 - (2) 経営に関する重要事項については、執行役員を兼務する取締役により構成される経営会議(週 1 回定時開催)の審議を経て、取締役会へ付議され執行決定を行う。
 - (3) 当社の取締役会はグループ全体の中期経営計画及び年度事業計画を策定し、執行役員はその達成に向けて職務を遂行する。取締役会は定期的に執行役員から業績のレビューと改善策を報告させ実績管理を行う。
5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社並びにグループ会社は、「グループ企業行動規範」、「グループ企業行動基準」を遵守しつつ、企業の独立性・独自性を堅持した経営を行う。
 - (2) 当社は毎月開催される各事業部門会議を通じてグループ会社の経営を監督する。
 - (3) 当社の監査役がグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行うためグループ会社監査連絡会を設置する。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 当社は監査役の要請がある場合には、監査役の職務を補助する使用人を内部監査室から選任する。
 - (2) 当該使用人の任免・異動・人事評価に関しては常勤監査役の同意を得る。
7. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- (1) 当社グループの代表取締役、業務執行にあたる取締役及び使用人は以下に定める事項について発見した場合は速やかに監査役に対して報告する。
 - ・ 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
 - ・ 会社業務に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実
 - ・ グループ行動規範に違反する重大な事実
 - ・ 監査役から業務に関して報告を求められた事項
 - (2) 当社グループの代表取締役、業務執行にあたる取締役及び使用人は、監査役がグループ会社の業務及び財産の状況を調査する場合には迅速かつ的確に対応する。
8. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社の代表取締役社長は、当社の監査役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
 - (2) 当社の監査役が業務を効率的かつ効果的に行うため内部監査室の体制を充実し、当該監査役の職務を支援することを職務分掌規程で定める。
 - (3) 当社の監査役は、会計監査人と定期的また必要に応じて会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに報告を求める。

9. 当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社の監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として人事上その他一切の点で当社から不利益な取扱いを受けない旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
10. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役の職務の執行に関する費用や債務の処理については、監査役の職務の執行に関するものでないことが明らかである場合を除き、会社法第 388 条に基づき速やかに、かつ適正に行うものとする。
11. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- (1) 「グループ企業行動基準」に「反社会的勢力との絶縁について」の項目を設け、「社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人・団体とは一切関わりません。特に、経営に携わる者はこの様な勢力を恐れることなく、率先して襟を正した行動をとります。また、民事介入暴力に対しては、従業員一人ひとりを孤立させず組織的に対応していきます。」として、反社会的勢力排除を訴えている。
- (2) 対応部署を総務部とし、不当要求防止責任者を総務部長と定めた。大阪府企業防衛連合協議会に加入し、警察も同席する同会の定例会議で反社会的勢力に関する情報を収集している。

以 上